

2021年1月吉日

お取引先 各位

ミダックグループ

manifestoの押印廃止について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2020年12月28日に廃棄物処理法の改正があり、manifestoの「受領印欄」が「受領欄」に変更されました\*1\*2。つきましては、改正の主旨に則り、弊社グループにて受託した場合の受領欄への押印を廃止させていただきます\*3。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

変更日：2021年2月1日

変更内容：manifestoの「運搬担当者」及び「処分担当者」へ押印を廃止※

※弊社グループにて受託した場合に限ります。

運搬受託者	氏名又は名称	運搬先の事業場	名称
	住所 〒 電話番号	所在地 〒 電話番号	
処分受託者	氏名又は名称	種別	名称
	住所 〒 電話番号		電話番号
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	運搬 終了年月日	数量(及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	処分 終了年月日	最終処分 終了年月日
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号	(委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)	
		照合 B2票 平成 年 月 日	
		D票 平成 年 月 日	

押印廃止

以上

- \*1 環境省令第31号(令和2年12月28日改正)第7条 廃棄物処理法施行規則の一部を次のように訂正する。様式第2号の15中「受領印®」を「受領欄」に改める。(後述省略)
- \*2 令和3年1月5日 環境省事務連絡において、旧様式のmanifestoは合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間使用できるとされています。
- \*3 運搬受託者、処分業者の記載事項は、それぞれ廃棄物処理法施行規則第8条の22、第8条の24に記載されていますが、受領印やサイン等の項目はありません。

お問い合わせ先  
(株)ミダック 担当営業所